

## 令和8年度 指名停止情報の公表

令和8年5月7日

番号	有資格業者名	指名停止理由	措置期間	適用条項	決定日	備考
1	(株)大林組	当該業者及びその社員2名は、令和6年12月25日、山梨県南巨摩郡富士川町におけるトンネル新設工事に関し、鵜沢労働基準監督署による立入検査の際に事実と異なる説明を行ったとして、令和8年3月24日、鵜沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。	令和8年5月8日から 令和8年6月7日まで	白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領第2条第1項別表第2第9号(その他不正又は不誠実な行為)	令和8年5月7日	